

基金情報

No. 74

平成20年3月号

発行：東日本硝子業厚生年金基金
〒130-0026 東京都墨田区両国4丁目36番6号 ガラス会館3階
Tel 03-3633-6445 FAX 03-3633-7125
ホームページ <http://www.glskkn.com>

平成19年度・主要事業概況

事項	2月末数	対前月増減数	事項	2月末数(累計)	
事業所数(件)	241	0	年金掛金	調定額(円) 1,750,207,016	
加入員数(人)	男子	5,228	-5	収納額(円)	1,738,706,656
	女子	2,155	-19	収納率	99.34%
	計	7,383	-24	事務費掛金調定額(円)	69,979,812
平均標準給与月額(円)	男子	346,579	-292	資産運用	信託資産額(時価) 315億8,274万円
	女子	231,594	302		修正総合利回り -11.98%
	計	313,016	69		ベンチマーク差 -6.09%
受給者数(人)	5,683	18	慶弔金の支給件数・金額	83件173万円	
平均年金額(円)	484,267	32	年金相談件数	886件	

「第3号被保険者の離婚時の年金分割」についての概要(平成20年4月施行)

平成20年4月1日に施行された法律改正に伴う当基金の対応について、平成20年2月27日開催の第91回代議員会において審議され、3月26日厚生労働大臣あて認可申請を行いました。

当基金の対応について

原則として国と同じ取扱いです。独自給付(プラスアルファ)部分については、分割対象にはなりません。

離婚時に第3号被保険者期間分の厚生年金を分割

平成20年4月から『被扶養配偶者(国民年金の第3号被保険者)のある厚生年金保険被保険者(国民年金の第2号被保険者)が負担した厚生年金保険料の保険料は、夫婦が共同で負担したものである』という基本的認識が法律に明記され、そのうえで、夫婦が離婚した場合には、第3号被保険者期間について、第2号被保険者の厚生年金保険の標準報酬の2分の1を分割して受けることができます。これが「第3号被保険者の離婚時の年金分割」(以下「3号分割」)です。
この分割により、夫婦であったそれぞれに基礎年金と厚生年金の給付を行うこととなります。

「3号分割」のしくみのポイント

■被扶養配偶者からの請求があれば同意がなくても分割できる

3号分割は、第3号被保険者または第3号被保険者であった人からの請求により分割が認められ、その配偶者(第2号被保険者)の同意をとる必要はありません。
なお、第3号被保険者は妻のみではないので、男性が分割を受ける対象者に該当する場合があります。

■3号分割は保険料納付記録の2分の1を分割します

3号分割は、実際には年金額が分割されるのではなく、3号分割の対象となる期間の厚生年金保険の標準報酬(標準報酬月額及び標準賞与額)納付記録を分割することです。
具体的には、毎月の給与時に納めた厚生年金保険料の納付記録(標準報酬月額)と賞与支給時に納めた納付記録(標準賞与額)の2分の1が、相手の納付記録に移行して記録されることとなります。
この3号分割により、分割の対象となる者は、自分の標準報酬が2分1に改定され、分割を受けた者は、分割を受けた標準報酬が新たに決定されます。
分割された標準報酬が年金額に反映されるのは、本人の年金支給開始年齢からとなります。

■平成20年4月1日以降から離婚までが対象となります

3号分割の対象となるのは、平成20年4月1日以降から離婚した時点までの第3号被保険者期間に対するその配偶者の厚生年金保険の期間ですので、3号分割は第2号被保険者と第3号被保険者の間でのみ行うことができるものです。
第3号被保険者は20歳以上60歳未満の要件があるため、平成20年3月までに、20歳未満で離婚した人や平成20年3月までに60歳を迎えた人は対象となりません。

「3号分割」の要件

- ◆平成20年4月以降の離婚または婚姻の取消を対象
(※離婚時の前月までの3号期間が分割対象となりますので、平成20年4月中での離婚については3号分割の対象外となります。)
- ◆分割対象となる期間は、平成20年4月以降の被扶養配偶者が第3号被保険者であった期間
- ◆第2号被保険者であった者から、第3号被保険者であった者に分割
- ◆3号分割の方法は、第3号被保険者期間中の第2号被保険者の保険料納付記録を2分の1の割合で分割
- ◆分割は、合意を必要とせず、第3号被保険者であった者から社会保険庁長官に標準報酬の改定請求をすることで決定されます。また、離婚から何年経っても請求は可能です。

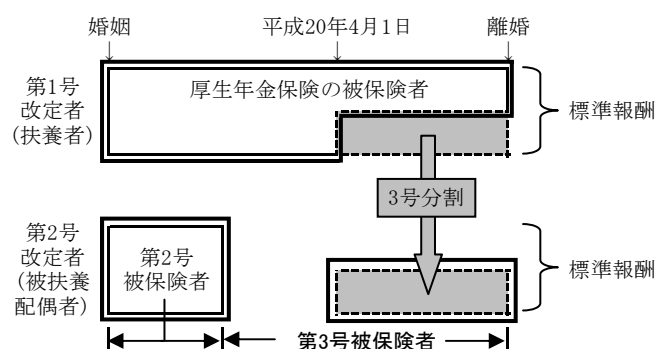
「3号分割」と「合意分割」

離婚時における「合意分割」の請求を行う際、その対象期間に3号分割の対象となる婚姻期間が含まれる場合には、「合意分割」の請求があった時点で、合わせて「3号分割」の請求があったものとみなされ、「3号分割」による改定後に当事者双方の標準報酬を前提に「合意分割」が行われます。

*「合意分割」とは

平成19年4月1日から実施されている離婚時の厚生年金の分割制度で、平成19年4月1日以降に成立した離婚が対象となり、当事者が合意すれば、婚姻期間中の厚生年金を合意した割合で分割することができる制度です。
平成19年4月1日以降の離婚であれば、同年3月以前の婚姻期間も分割の対象となります。
分割されるのは、全ての厚生年金保険の期間ではなく、婚姻期間中の厚生年金で、夫婦で厚生年金保険に加入していた場合は、婚姻期間中の給与の総額の多い人から少ない人へ分割できます。専業主婦であった場合は、婚姻期間中の夫の厚生年金保険の記録が分割されます。
分割の割合は、夫婦で協議し、夫婦双方の婚姻期間中の厚生年金保険料納付記録を合計したものの2分の1までが上限とされます。合意がまとまらない場合は、裁判所で合意割合を決めることとなります。
請求は、原則として離婚後2年以内に行わなければならない、手続きは社会保険事務所に分割の請求を提出します。

□ = 合意分割における対象期間標準報酬
3号分割を先に、□の部分で合意分割を行う



「3号分割」と「合意分割」の比較

	「合意分割」	「3号分割」
施行日	平成19年4月1日	平成20年4月1日
対象者	第1号改定者—(分割) →第2号改定者	扶養者—(分割) →被扶養配偶者
分割対象期間	平成19年4月以降の離婚等について施行日前の婚姻期間を含めて対象	平成20年4月以降の離婚等について同日以降の第3号被保険者期間のみを対象
分割の要件	按分割合について当事者の合意が必要	当事者の合意は不要
分割割合	按分割合に基づき決定された改定割合により標準報酬を分割	扶養者の標準報酬の2分の1を被扶養配偶者に分割
請求手続き	第1号改定者又は第2号改定者が社会保険庁長官に請求	被扶養配偶者であった者が社会保険庁長官に請求
請求期限	原則として離婚時から2年以内	請求期限の規定なし

年金相談についてのお願い

従来、電話でもお答えしておりました年金額などのご相談につきまして、個人情報保護の目的から今後は書面にて回答させていただきます。

また、事業所のご担当者の方など第三者の方からお問合せいただく場合には、お手数ですが委任状をご提出ください。

年金の確実な支給のために

当基金では退職により当基金を脱退された方が、年金支給開始年齢に達する前月末に退職時のご住所あてに「裁定請求書」を送付して年金請求をするよう通知しておりますが、退職後に住所、氏名の変更があり、基金へご連絡が無い場合、裁定請求書がご本人に届かず、年金支給ができないことがあります。

この様なことを防ぎ、年金を確実に支給するために、ご退職される方へ住所や氏名に変更があった場合は当基金に必ずご連絡する様、お知らせ願います。

事業主の皆様、加入員の皆様にはご協力の程よろしく願い申し上げます。

掛金は完納しましょう

掛金の納付は便利な口座振替をご利用ください。毎月、月末に自動引き落としとなります。納め忘れもなく、振込手数料もかからず、手続きも簡単です。

《口座振替銀行》

みずほ銀行、三菱東京UFJ銀行、三井住友銀行、りそな銀行、東京都民銀行、東京東信用金庫

このほか、りそな決裁サービスを利用することにより、他の都市銀行、信託銀行、地方銀行、第二地方銀行、信金、労金、郵便局、信用組合(※)、農業協同組合(※)などの金融機関からでも口座振替を行うことができます。**(振替日は28日となります。)** (※)一部の金融機関は除きます。

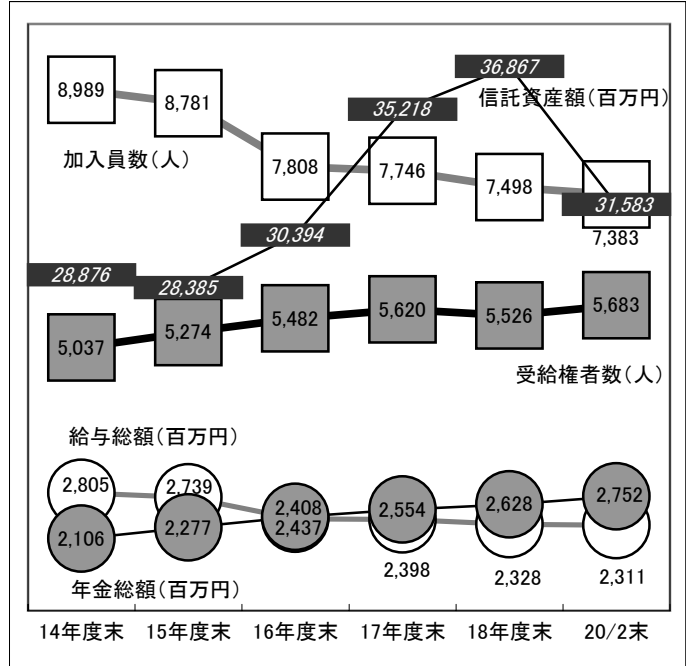
詳しくは当基金までお問合せください。

*** 3月分の掛金納入期限は、4月30日となりますので、ご協力お願いいたします。**

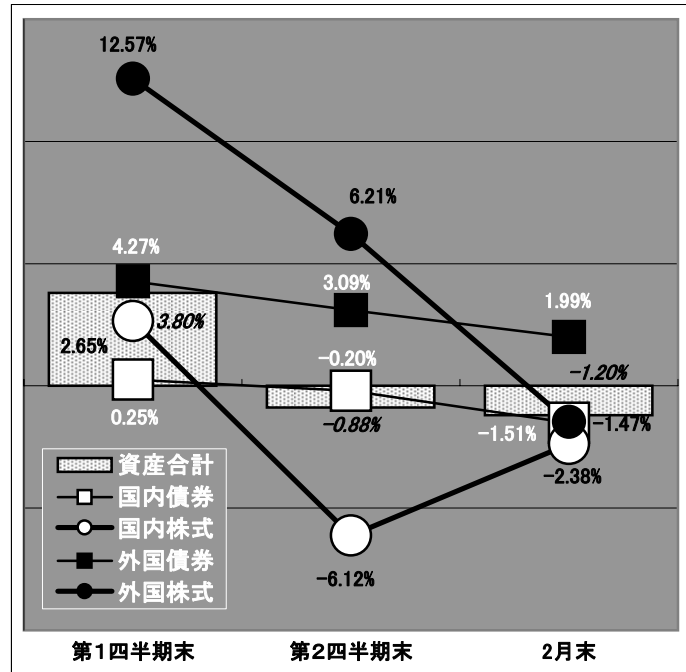
設立事業所の異動(規約変更関係等)・2月処理分

異動区分	事業所名	異動内容(新)	適用年月日
所在地変更	(株)ジーエムシー	千代田区神田西福田町	H19.12.22

主要事業の推移



年金資産の運用状況・修正総合利回り<平成19年度>



4月の事業予定

- 中旬 政府負担金実績報告
業務報告書の提出
- 4/23 年金資産運用委員会
- 下旬 第四半期運用ヒヤリング

【お願い】

当「基金情報」を加入員の方々が閲覧いただけるようご配慮方お願いいたします

ホームページでもご覧いただけます

当「基金情報」をホームページに掲載しています
創刊号から直近号までご覧いただけます
加入員の方も職場や家庭でぜひお読みください
<http://www.glskkn.com>